

制定 令和 5 年 1 2 月 1 日 中国運輸局公示第 8 1 号
改正 令和 7 年 5 月 1 9 日 中国運輸局公示第 1 3 号

公 示

法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの。）の経営許可申請事案の審査基準の最低車両数の弾力的取扱いについて

「法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの。）の経営許可申請事案の審査基準」（平成 1 4 年 1 月 2 3 日付け中国運輸局公示第 1 7 9 号）の 4. （3）に基づき、これらの基準により難いと認める地域について、下記のとおり定めたので公示する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

中国運輸局長 益田 浩

記

1. 法人タクシー事業者（福祉輸送事業限定事業者を除く。以下同じ。）の営業所が存在しない島しょ部（本州との間を連絡する道路が整備されていない島しょ部に限る。）。
2. 法人タクシー事業者の営業所が存在しない市町村（平成 1 5 年 1 月 1 日以降に市町村合併があった場合には合併前の旧市町村単位で営業所が存在しない場合を含む。以下同じ。）。
3. 一の法人タクシー事業者のみ存在する市町村において、事業の譲渡譲受又は合併を行う場合。
4. 法人タクシー事業者の営業所が存在する市町村において、交通空白となるおそれがある場合。

る又は供給輸送力の著しい不足が見込まれるとして市町村から要請があった地域。

5. 法人タクシー事業者の営業所が存在しない又は一の営業所のみ存在する営業区域（「法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの。）の経営許可申請事案の審査基準」（平成14年1月23日付け中国運輸局公示第179号）の1.（1）の別表に定める営業区域とする。）。
6. 道路運送法施行規則第4条第8項第3号に規定するハイヤーのうち、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程第3条第2項に規定された運送に限るとして営業区域を県単位とする場合。

附 則

1. 本公示は、令和5年12月1日以降に申請があったものから適用する。
2. 平成16年3月30日付け中国運輸局公示第120号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の経営許可申請事案の審査基準の最低車両数の弾力的取扱いについて」は、令和5年12月1日限りでこれを廃止する。

附 則

本公示は、令和7年5月19日以降に申請を受け付けたものから適用する。